

転籍届

届出期間	届出した日から成立のため、届出期間はありません。
届出人	<p>戸籍の筆頭者及び配偶者</p> <p>※上記の一方が死亡している場合は、生存配偶者からの届出ができます。</p> <p>※署名欄に押印いただく印鑑は、朱肉を使う印鑑をお願いします。</p> <p>※窓口に届書を持参される方は、上記届出人でなくても可能です。 ただし届書に署名するのは上記届出人をお願いします。</p>
届出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・現本籍地 ・新本籍地 ・届出人の所在地 ・一時滞在地 <p>いずれかの市町村役場</p>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事項全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届出地に本籍のない方) ・届出人の印鑑(朱肉を使用するもの)
注意すること	転籍届されると、その戸籍の在籍者全員の本籍が変更されます。